

令和7年3月11日

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）に関する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（案）について、令和6年11月15日（金）から令和6年12月15日（日）まで御意見を募集したところ、別紙一覧の左欄のとおり2件の御意見をいただきました。御意見に対する考え方は右欄のとおりです。

御協力いただきありがとうございました。

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5501-3157
電子メール：hairi-tekisei@env.go.jp

【別紙】

御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>・ 該当箇所-1-</p> <p>別表 (2) ウ (エ) 調製した試料 10 g 以上をビーカーに秤取りし分析する。</p> <p>・ 意見内容</p> <p>”調製した試料 10 g 以上をビーカーに秤取りし分析する。”に、</p> <p>”ただし、(ア) で均一にすりつぶして混合した試料で GC-MS の測定範囲を超える濃度が予想される場合は、10 g 未満の試料を秤取りしてもよい”を加える。</p> <p>・ 理由</p> <p>廃棄物試料中のダイオキシン類を測定する場合、基準値 3 ng-TEQ/g を評価するための定量下限が必要となるが、この定量下限を得るためだけであれば、試料 1 g 程度で十分である。また、焼却施設のフライアッシュ等に含まれるダイオキシン類は、試料 10 g 以上を抽出した場合、抽出液を 1/2 または 1/4 程度に分割して測定すると GC-MS の測定範囲を超えてしまうことが多い。一方、均一にすりつぶして混合した試料であれば、試料 10 g 未満であっても測定値のバラツキは、基準値 3 ng-TEQ/g の評価できる範囲であるため。</p>	<p>別表 (2) ウ (エ) 「調製した試料 10 g 以上をビーカーに秤取りし分析する。」については、改正前の「調製した試料 20 g 以上 100 g 以下」から変更した部分となります。</p> <p>試料の代表性・均質性の担保の観点で検討した結果、10g 未満の試料量で妥当と判断できる根拠は得られなかったため、改正案の通りとしています。</p> <p>なお、別表 (2) エ (ウ) では「ただし、試料中の PCDDs・PCDFs 又は Co-PCBs の濃度が予想できず、(ア) の操作から再度行う可能性が考えられる場合には、試料からの抽出操作によって得られた抽出液を一定量にした後、その適量を正確に分取してから、クリーンアップスパイク用内標準物質を添加してもよい。」としており、GC-MS の測定範囲を超える濃度が予想される場合の対応方法について示しております。</p>
<p>・ 該当箇所-2-</p> <p>別表 (3) イ,ウ 高分解能ガスクロマトグラフ</p> <p>・ 意見内容</p> <p>”高分解能ガスクロマトグラフ”を”GC-MS”に変更していただきたい。</p> <p>・ 理由</p> <p>この検定方法によるダイオキシン類の測定で</p>	<p>当告示では、ダイオキシン類測定に用いる HRGC/HRMS について、高分離能ガスクロマトグラフ (HRGC) と高分解能質量分析計 (HRMS) とをそれぞれ定義しています。</p> <p>御指摘の箇所は「高分離能ガスクロマトグラフに注入して」として、ガスクロマトグラフ部分への注入操作を規定しており、原案の表現のまま適切と考えております。</p>

<p>は、GC-MS は、一体型（連結された）のものを 使用するため、高分解能ガスクロマトグラフと いう表現は適当ではない。また、(3)同定及び 定量 ア 測定手順で、”日本産業規格 K0311 の 7 に規定する方法(サンプリングスパイクに 係る部分を除く。)により、ダイオキシン類の 定量を行う。”となっているため、JIS K 0311 7.2.2 装置 (GC-MS) の表現 (同定及び定量に 用いる GC-MS は、次による。) に合わせるとよ い。</p>	
--	--